

被保険者および被扶養者の住所が変更となる場合

所変更届

兼 同居・別居変更届

各適用事業所記号を記入

事業主記入欄	所在地 神奈川県川崎市〇〇区△△町××番地
名称	東芝〇×株式会社
事業主氏名	取締役社長 健保 誠
電話番号	

健保使用欄				
常務理事	事務長	グループ長	主務者	担当

(実線枠) →被保険者(本人) 記入注意事項  
 (点線枠) →事業所健保担当者・庶務担当者記入注意

※入力方法

1. 入力欄は「Tab」キーで移動可能。
2. 都道府県は該当箇所へ☑する。
3. 「同居別居」「別居の場合」欄は口にて☑する。

被保険者証の記号・番号	1001234	氏名	東芝 太郎	生年月日	S 44 5 6	所属部課名(略称)	(総務)
変更後の住民票住所	〒 ××× - △△△△	神奈川県	横浜市〇×区△△町××番地	電話番号	045 - 123 - 5678	所属電話番号	044-123-4567
変更前の住所	〒 △△△ - △△△△	神奈川県	川崎市×〇区△△町××番	住所の変更年月日	R × 4 1		

「年号」は和暦の頭文字を記入 昭和→S 平成→H 令和→R

被扶養者のみ住所を変更する場合でも、被保険者本人の「住所」以外の記入は必要です。

被扶養者欄①	氏名	東芝 花子	続柄	妻	同居	被保険者の同居	<input checked="" type="checkbox"/>	別居の場合	<input type="checkbox"/>	送金による生計維持を行う	<input type="checkbox"/>
該当番号【※】	⑨	変更後の住民票住所	神奈川県	横浜市〇×区△△町××番地							
被扶養者欄②	氏名	東芝 スミ子	続柄	母	同居	被保険者の同居	<input type="checkbox"/>	別居の場合	<input checked="" type="checkbox"/>	送金による生計維持を行う	<input checked="" type="checkbox"/>
該当番号【※】	⑨	変更後の住民票住所	神奈川県	川崎市〇×区△△町××番地							
被扶養者欄③	氏名		続柄		同居	被保険者の同居	<input type="checkbox"/>	別居の場合	<input type="checkbox"/>	送金による生計維持を行う	<input type="checkbox"/>
該当番号【※】											

引き続き扶養とする場合、生計維持関係の継続を証明するため、送金による生計維持を行うことが条件となりますので、ご理解の上チェックを入れてください。

※送金の条件・・・下限送金月額以上(1カ月4万円/1人あたり)かつ別居となる被扶養者の年収以上の送金を行うこと

送金額が条件を満たさない場合や、同居が条件の被扶養者が別居となった場合は扶養取消となりますので、削除手続きを行ってください。

【※】該当番号

国内居住要件に該当する場合、「⑨」と記入してください。ただし国内居住要件の適用除外者に該当した場合は削除手続きをしてください。国内居住要件の例外要件に該当した場合、もしくは国内居住要件の例外要件に変更があった場合は、【裏面】の国内居住要件の例外要件の該当する番号を記入し、添付書類をあわせて提出してください。なお、住民票住所欄は「〒000-0000 海外居住」と記入してください。国内居住要件の例外でなくなった(日本の住民票を取得した)場合は、「⑨」と記入し、住民票を提出してください。国内居住要件、国内居住要件の例外要件、収入要件等、扶養の認定要件を満たさなくなった場合は、削除手続きを行ってください。

<<注意事項>>をご一読願います。

<<注意事項>>

1. 住所は郵便番号、都道府県名からアパート・マンション名、号棟・号室まで正しく記入してください。
2. 当健保からの郵送物は原則、ご登録の被保険者の住民票住所へ送付します。
3. 被扶養者の住所は被扶養者の条件と扶養状況管理のため「住民票住所」を記入してください。
4. 同居・別居の変更があった場合は、被扶養者として認められる要件を満たしているか、東芝健保ホームページをご確認ください。同居していることが条件の被扶養者は、別居となった時点で扶養から削除となるため「健康保険被扶養者(異動)届」により削除手続きが必要です。
5. 続柄欄は、被保険者との関係が分かるように、はっきり記入してください。(例:長男、妻の子、夫の母等)
6. 同居・別居欄は被保険者と住民票住所上の状況により判断しチェック☑してください。同居・別居のみの変更でも提出が必要です。
7. 別居になった被扶養者(高校・大学生で通学が理由の場合を除く)に対しては、生計維持関係の継続を証明するため、送金証明を必ず残すようにしてください。(健保からの調査があった際にはすみやかに提出することが必要です)

<本届に記載した個人情報については、ホームページ等に掲載の利用目的以外には使用いたしません。>

被扶養者の同居・別居を変更する場合(国内居住要件)

変更届

兼同居・別居変更届

各適用事業所記号を記入

事業主記入欄	所在地 神奈川県川崎市〇〇区△△町××番地
名称	東芝〇×株式会社
事業主氏名	取締役社長 健保 誠
電話番号	

健保使用欄				
常務理事	事務長	グループ長	主務者	担当

実線枠 → 被保険者(本人) 記入注意事項  
点線枠 → 事業所健保担当者・庶務担当者記入注意

※入力方法

- 入力欄は「Tab」キーで移動可能。
- 都道府県は該当箇所へ☑する。
- 「同居別居」「別居の場合」欄は☐にする。

被保険者証の記号・番号	記号 1 0 0 番号 1 0 0 1 2 3 4	氏名	東芝 太郎	生年月日	年号 S 年 44 月 5 日 6	所属課名(略称)	(総務)	所属電話番号	044-123-4567
変更後の住民票住所	被扶養者の同居・別居のみの届出の場合は記入不要								
変更前の住所	変更年月日								

被扶養者のみ住所を変更する場合でも、被保険者本人の「住所」以外の記入は必要です。

別居から同居となった場合も住民票住所を記入してください。

被扶養者欄①	氏名	東芝 花子	続柄	妻	同居別居	被保険者の住民票住所と	同居 <input checked="" type="checkbox"/> 別居 <input type="checkbox"/>	別居の場合	送金による生計維持を行う	<input type="checkbox"/>
該当番号【※】	⑨	変更後の住民票住所	神奈川県横浜市〇×区△△町×							

該当番号を記入してください。

被扶養者が住民票上別居となった場合は「別居」にチェックしてください。

被扶養者欄②	氏名	東芝 スミ子	続柄	母	同居別居	被保険者の住民票住所と	同居 <input type="checkbox"/> 別居 <input checked="" type="checkbox"/>	別居の場合	送金による生計維持を行う	<input checked="" type="checkbox"/>
該当番号【※】	⑨	変更後の住民票住所	神奈川県川崎市〇×区△△町××番地							

別居後の住民票住所も記入してください。

引き続き扶養とする場合、生計維持関係の継続を証明するため、送金による生計維持を行うことが条件となりますので、ご理解の上チェックを入れてください。  
※送金の条件・・・下限送金月額以上(1カ月4万円/1人あたり)かつ別居となる被扶養者の年収以上の送金を行うこと  
送金額が条件を満たさない場合や、同居が条件の被扶養者が別居となった場合は扶養取消となりますので、削除手続きを行ってください。

【※】該当番号

国内居住要件に該当する場合、「⑨」と記入してください。ただし国内居住要件の適用除外者に該当した場合は削除手続きをしてください。国内居住要件の例外要件に該当した場合は、もしくは国内居住要件の例外要件に変更があった場合は、【裏面】の国内居住要件の例外要件の該当する番号を記入し、添付書類をあわせて提出してください。なお、住民票住所欄は「〒000-0000 海外居住」と記入してください。国内居住要件の例外でなくなった(日本の住民票を取得した)場合は、「⑨」と記入し、住民票を提出してください。国内居住要件、国内居住要件の例外要件、収入要件等、扶養の認定要件を満たさなくなった場合は、削除手続きを行ってください。

<<注意事項>>をご一読願います。

- 住所は郵便番号、都道府県名からアパート・マンション名、号棟・号室まで正しく記入してください。
- 当健保からの郵送物は原則、ご登録の被保険者の住民票住所へ送付します。
- 被扶養者の住所は被扶養者の条件と扶養状況管理のため「住民票住所」を記入してください。
- 同居・別居の変更があった場合は、被扶養者として認められる要件を満たしているか、東芝健保ホームページをご確認ください。同居していることが条件の被扶養者は、別居となった時点で扶養から削除となるため「健康保険被扶養者(異動)届」により削除手続きが必要です。
- 続柄欄は、被保険者との関係が分かるように、はっきり記入してください。(例:長男、妻の子、夫の母等)
- 同居・別居欄は被保険者と住民票住所上の状況により判断しチェック☑してください。同居・別居のみの変更でも提出が必要です。
- 別居になった被扶養者(高校・大学生で通学が理由の場合を除く)に対しては、生計維持関係の継続を証明するため、送金証明を必ず残すようにしてください。(健保からの調査があった際にはすみやかに提出することが必要です)